

令和6年度 第1回豊田市生涯学習審議会 会議録

- 日時 令和6年7月24日（水） 午後2時00分～午後4時00分
- 場所 崇化館交流館 大会議室
- 出席者 [豊田市生涯学習審議会委員]（敬称略 50音順）
石川陽子（市民公募）
木浦幸加（ユカキカク 代表）
田島真実（イトノワ 代表）
西山佳孝（公民館のしあさってプロジェクト コアメンバー）
前田博子（豊田工業高等専門学校建築学科 准教授）【副会長】
牧野 篤（東京大学大学院教育学研究科 教授）【会長】
元持千恵子（市民公募）
吉村迅翔（一般社団法人 JUNTOS 代表理事）
米山哲司（特定非営利活動法人 Mブリッジ 代表理事）
- 欠席者 太田幹夫（豊田市区長会 理事）
- 事務局 八木健次（生涯活躍部 部長）
曾我史人（生涯活躍部 副部長）
小澤真里（市民活躍支援課 課長）
堀田真悟（市民活躍支援課 担当長）
渡邊洋一（市民活躍支援課 主査）

次第

- 1 開会・あいさつ
- 2 委員自己紹介
- 3 会長・副会長の選出
- 4 議 事
 - （1）令和6年度生涯学習審議会の開催概要について
 - （2）平成30年度条例改正の概要と振り返りについて
 - （3）意見交換「交流館の現状を踏まえた交流館の期待と課題について」
- 5 閉会

会長・副会長選出

会長に牧野篤委員を選任

副会長に前田博子委員を選任

議事

(1) 令和 6 年度生涯学習審議会の開催概要について

(2) 平成 30 年度条例改正の概要と振り返りについて

事務局

資料に基づいて説明

議事

(3) 意見交換「交流館の現状を踏まえた交流館の期待と課題について」

A 委員

平成 30 年に、交流館を社会教育法上の施設から地方自治法上の施設に切り替えたということで、貸館化の傾向が強くなっているという点について。設置根拠を切り替える際の大きな議論はどこにあったか教えてほしい。

説明の中では、例えば、営利利用ができないとか、独自の規定が持てないという議論があったとのことだが、実は社会教育法上でそれらのことは禁じられていない。そのあたり、どのような議論があったか、事務局から説明いただきたい。

事務局（市民活躍支援課）

営利利用については、社会教育法上そのすべてが禁じられるものではなく、運用の中で利用を許可できると認識している。ただし、特定の企業の利用など、一定の制限を課しながら運用していく中では、利用できるかどうかの線引きの部分で市民に伝わりづらさがあり、解消したいという課題があった。

交流館の元々の成り立ちとして、地域自治の運営拠点という視点がある。本市では特に、平成 17 年に合併して市域が広くなった際に中央集権になりがちだったところを、交流館を活用しながら地方分権のまちづくりを進めてきた。

そのような背景もふまえて、交流館の設置根拠を地方自治法とし、より交流館を使いやすくすることで、市民のみなさまの力を最大限に発揮し、発展性をもた

せることができないかという議論があった。

A 委員

営利・宗教・政治的な利用について、社会教育法上禁じられているのは、特定の団体を支持することであり、利用上の多くの問題は、運用でカバーできたはず。

そのことよりも、交流館がもともと教育委員会の管轄にあったことで、学校に準じた運用がなされようとしていたところに課題感があったのではないかと推測する。

使い勝手をよくするということは、もう少し言えば、住民の自治をどのように深めていくかということ。住民の方々が主体的に活動する拠点として、交流館を使い倒してもらおうということが、目指されたところではないかと思う。

そのあたり、みなさんの共通理解をつくっていただいたうえで、それぞれの意見を頂ければと思う。本日は、第一回目なので、交流館に対する見方、思い、日ごろ交流館を使ってきて思うところについてご意見をいただければと思うがいかがか。

B 委員

振り返りの課題として挙げられていた、市民とのコミュニケーションがとりづらくなった点について。石野交流館の講座では、コロナ禍において対面方式以外でつながりを保つ工夫がなされていた。交流館はつながりづくりがとても上手であると感じている。今後も継続して取り組んでいただきたいと思う。

その他、運営の評価について。主に数値的な部分をとらえて評価をされている印象だが、交流館事業について数値的な指標だけをとらえて評価することは難しいのでは。例えば、定員 10 組の親子講座を実施して、参加者が 1 組だったときに低い評価をつけてしまうのはもったいない。その時のトレンド、個々人のニーズ、地域性、アクセスなど考慮すべきことがたくさんある。事業について、内容もふまえて評価しているところが見えてくると、交流館職員のモチベーション向上にもつながるのではないかと推測する。

A 委員

2点話があった。1点目は、交流館では活発に事業が展開されており、市民の方々の使い勝手や評価もよいということ。これは交流館職員の方々の努力の賜物ではないかと思う。

2点目は、評価の仕方について。行政評価では一般的に数字またはエビデンスの提出が求められ、どうしても量的な評価に陥りがちだけれども、もう少し定性的で質を問うような評価をすることによって、より交流館の職員の方々のモチベーションも上がっていくのではというご意見。

C 委員

事務局の説明の中でも特に、貸館化しているという言葉が頭に残っている。貸館化するとなぜよくないのだろうか。貸館化したとしても、その地域に住んでいる方にとっての必要性や利用の内容をふまえたときに、貸館という状態の見方が変わることもあるのではないか。

地域住民の方が自らの活動に利用する場合、交流館の事業で利用する場合も大いにあると思うが、それら以外の、従来の視点ではなかった、外からの利用が増えたことで生まれた企画やプログラムがあれば知りたい。

A 委員

貸館化している状態でも問題ないのではという意見。貸館化してよかった事例はあるか。

オブザーバー（文化振興財団）

事例としては、健康分野での企業との連携事業が挙げられる。日常における会議利用等を通じて顔見知りになり、事業に発展した事例もある。

利用緩和をきっかけに、今まで交流館の利用がなかった方に、交流館の新しい使い方を知ってもらえたことはよかったことだと思う。

なお、交流館が貸館化を問題としてとらえている背景には、貸館業務の変化がある。具体的には、従来、カウンター越しの対面で行ってきた貸館業務が、公共施設予約システムの導入に伴いインターネットを介した貸館業務に変化したことで、利用者との交流が減ってしまったというところを問題としてとらえている。

貸館業務をきっかけに、利用者の情報を聞きながら、自分たちの事業やコーデ

インターネットに生かすことができづらくなったことに戸惑っている状況がある。

D 委員

地元（三重県）で指定管理業務を請け負っている市民活動センターでも、同じく貸館化という言葉が出てくる。貸館化の是非は議論に持ち出しやすいので話題になりがちである。貸館化されて借り手がいないのは問題だが、借り手があるのであれば、議論のテーマに持ち出さなくてもよいのではないか。何が大事かという、市民のみなさまに使っていただいたことによって、まちに何がおこったか、人と人との間でどのような変化が起こったのかということについて職員の方々が意識をもって探求していくことが大切なのではないか。

交流館の評価においては、定性的指標が鍵をにぎっているところ、説明資料 17 ページ以降の評価検証では、定量的な評価しか見えてこない。定性的な部分を市がどう見ているのか、どのように表現していくかがこれからのチャレンジポイントであると思う。

沢山借りられたからよいと思いきや、貸館化しているといわれると交流館職員も困ると思う。定性的な評価が適切に行われることで、交流館職員が迷わずにいきいきと働くことができるのではないか。

A 委員

貸館化という言葉は、社会教育界隈ではあまりいい意味では使われない言葉である。今の意見は、貸館化することは悪いことではなくて、貸館を拡充した結果何が起こったのかのほうが大事なのではないか、むしろ利用が促進されているというよい評価ができるのであれば、あえて貸館化という言葉を使わなくてもよいのではないかというご意見だった。

貸館化することによって、例えば、一部の企業が独占してしまうとか、住民の活動が阻害されてしまうことがあれば問題なのかもしれないが、このあたりは、今後の審議会でも議論ができればと思う。

その他、評価については、どうしても行政評価では量に基づき目標を決めて達成できたかどうか、いわゆる P D C A サイクルの運用がよく謳われるが、それだけで十分なのか。もう少し、定性的で質を問うような部分がどういう形で展開され、人々にどのような影響を与えたのかというところまで、丁寧に議論ができると、施設の管理運営や職員のモチベーションにいい影響があるのではということ

と。

E 委員

山村地域の交流館を利用した際の体験を少し紹介したい。自身が旭地域に引っ越しをしてきたばかりのタイミングで、図書利用のために旭交流館に足を運んだ際、交流館の職員の方に声をかけていただいたことをよく覚えている。自分のことを知ってくれているのだということがうれしかった。

その後、交流館に通うようになって、交流館職員の方にも異動があることを知ったのだが、違う地域に用事があって遊びに行ったときでも、異動先の交流館でも職員の方が声をかけてくれる機会が増えていった。豊田市民としての自分の存在を知ってくれて、どこにいても話しかけてくれる人がいるということ自体が、安心でき、ありがたいことだと感じる。

また、違う交流館の職員同士で「これってどうしたらうまくいくと思う？」とか、日常的に会話されているのを見て、職員の方が一生懸命働いていることが伝わってくる。交流館業務のことはもちろんだが、新しく地域に引っ越してきた方のことや地域のおいしいお店のこと等、地域のことをよく知っていて、地域の特性を仕事に生かそうとしている場面をみて、素晴らしい働き方をされていると感じている。

その意味では、交流館職員は、一般的な公共施設の職員よりも、より市民に近い存在であるのではないか。

A 委員

ご自身の経験から、交流館職員が住民に寄り添う形で存在していると E 委員は受け止めているのではないか。私も、公民館が生涯学習センター交流館に改称した平成 14 年の頃から関わらせていただいて同じことを感じている。交流館の館長や主事は、地域の人的なネットワークのハブになっている方が多い。相談に行くと、「この話なら、あの人を訪ねるといいですよ」と紹介してくださるような力をもった方が多いという印象がある。20 年以上経った今でも、地域に密着した形で、人々に寄り添うような職員の在り方が継続していることがわかった。

F 委員

子育て支援のボランティアとして交流館に携わっている立場から貸館化につ

いて感じているのは、条例改正による利用緩和等によって、地域外の方や初めて利用される方、交流館職員が知らない人が増えたことが、地域の交流館として考えたときにさみしさや戸惑いを感じる側面になっているのではないかということ。

利用が多様化したこと自体はよいことだと思うので、その変化を受け入れながら、地域に密着した交流館の役割と市の施設としての広域的な利用や事業の在り方、関係性について前向きに考えられるとよい。

A 委員

従来の交流館は、地域密着型で利用している方がほぼ決まっている傾向が強く、職員からすると利用している人の顔がよく分かる状況にあった。条例改正後は、いろんな人が利用するようになった一方で、交流館職員と利用者の関係が希薄になるということが起こっているのではないか。これからの交流館の発展ということを考えていくと、地域密着で人間関係を取りむすんでいくという役割を担いながら、幅広くいろんな方に使っていただける、それらを両立した交流館のあり方が構想できるのかどうか問われている。

G 委員

ブラジル国籍の方が多く居住する保見団地での活動を通じて、交流館では多様な主体の学びや活動が促進されていると実感している。交流館は国籍等の特性を問わず、多様な地域住民が日常的に気軽に立ち寄ることができる場所として、ありがたいと場所であると感じている。

一方で、外国籍の方の利用においては、言葉が伝わらないことでルールが守られない、利用時の音大きい等のトラブルが多いことも事実である。トラブルを少なくするためには、利用者同士が、国籍を超えてお互いの文化を体験できる機会、お互いを知る場があることが大切であると思う。例えば、「あの団体は仕事帰りのエクササイズの目的で音を出した利用しているのだ」とか、お互いを知らない状態では不快な気持ちになる音も、お互いを知ることで不快な気持ちが緩和されるのではないか。

資料にもあったとおり、地域によって課題も様々であることを踏まえて、館ごとの独自ルールが設定できるようになったことはよいことだと思う。ただし、自分もそうであったように、館毎の違いを知らない人が多いのではと思う。交流館

全体として、それぞれの館の特色や違いがあることを発信するなどして、市民に知ってもらうことが大切なのでは。市民にとっては、地域をまたいで、自分が活動しやすい交流館で活動できるという選択肢にもつながるのではないかな。

A 委員

保見団地の住民の方に積極的に利用され、交流の場所になっていることがわかった。いろんなトラブルもあるけれど、交流館での活動や交流を通じて、市民としてのアイデンティティを形成していくことにつながっているのではないかな。

また、独自ルール等の各館の違いをもう少しわかるようにしたらどうか、市民が自分にあった交流館を選んで活動ができるようなしかけも必要ではないかなというご意見。

H 委員

資料の 17 ページに記載されている条例改正の背景について、「市民活動のニーズに対応しきれていない」とあるが、具体的にどのような状況があったのか。また、館毎の利用ルール以外で変化したこと（変えたこと）はあるか。変わったことによって、行政が地域に求めたこと、地域が担ってほしいものがあったのかをお伺いしたい。

交流館は法的な根拠に基づき広く地域に設置されている施設であるから、自身は交流館をある種のインフラ施設としてとらえている。社会的インフラとしての交流館の役割とは何なのかを考えたうえで、自身が活動に携わるこどもの権利という観点から、こどもにとって使い勝手の良い施設、こどもの意見が反映される交流館のあり方を考えているところ。

事務局（市民活躍支援課）

1 点目、ニーズに対応しきれなかったところの具体例について紹介する。学習塾の実施を目的とした利用において、条例改正前は、無料あるいは実費相当の範囲での利用に制限されていたが、条例改正後は、月謝を徴収する形態の学習塾利用のニーズにも対応した例が挙げられる。

2 点目、条例改正後に地域に求めたことについては、行政主導から住民主体への変化を期待した。社会教育施設のときには交流館職員が主体となり学びのプログラムを提供することが多かったが、条例改正後はあくまで交流館は地域住

民の活動拠点として、住民のみなさんが主体となって自分たちの暮らしをよくするための場所として、やってみたいことができる施設としての役割を意識するようになった。

A 委員

委員の意見の中で、交流館は社会インフラとしても大切な役割があるのではないかというご指摘があった。具体的には、こどもたちの居場所として、こどもたちがどう交流館を使いこなしていくのかという視点もあった。

I 委員

意見をお聞きする中で、特に、貸館化についていいのか悪いのかという議論については、どちらでもいいのでは、というのが正直な感想である。貸館化することは問題であるという議論は、現在も、社会教育の業界ではしきりに叫ばれている。場所を貸しているのは結果論であって、施設そのものは社会教育を推進するためにあるのだから、貸館化することはよくないということが叫ばれている。

おそらく、豊田市においても、交流館のバックグラウンドになっている社会教育施設であったというところの流れからきている議論ではないかと推測するが、すでに交流館を社会教育施設から一般行政施設に変えて運営しているため、貸館化の議論はどちらでもよいと思う次第である。

むしろ重要なことは、資料にも記載されている交流館の設置目的なのではないか。設置目的と照らし合わせて、貸館がどういう位置づけの取り組みなのかということを考えていくことが大切である。例えば、結果論としての学習塾の利用があったとして、貸館の取り組みが、ただただ低廉な価格で場所を貸すということにあれば、町場にある会議室とか、シェアオフィスとかコワーキングスペースとかがある中で、公共がわざわざ場所を提供する理由がどこにあるのかということに対する線引きの議論が発生することになるが、市民の学びや活動の場所として必要だから貸館をしているのであれば何の問題もないのではと思う。

また、評価について定量か定性かという議論についてもどちらでもよいと思っている。評価で間違えてはいけないポイントは、誰に対して、どんな便益を提供しているのかというステークホルダーの特定である。特定作業をせずに「A館では講演会をやって1,000人集まりました。おすごいね。」というような、なんとなく関係する数字を集めてみる、よさそうな出来事を言語化しただけでは

適切な評価とはいえない。何のために 1,000 人集めているのか、集まった 1,000 人はどのような人なのかということが特定できない限り、1,000 人が集まったことの価値を見出すことはできない。

社会的には SROI 分析（※特定のプログラムや活動がもたらす社会的変化を金銭的な価値に換算し、投入された資源と比較することで、社会的な効果を定量的に評価するロジックモデル）等の評価手法がある。交流館においては、交流館という場所がどのような人たちに対して、どのような価値を提供していくのかを考えていくことが重要である。

ただし、ステークホルダーや価値の特定作業を外注しようとする、事業費の 3 倍から 5 倍かかるという話があるため、その金額をかけてまでどこまで適切な評価を行うべきは難しいところではある。

A 委員

もう 1 つ、みなさんにご議論いただきたいのは、条例改正によって交流館の設置根拠が社会教育法上の施設から地方自治法上の施設、いわゆる一般行政施設になったことで、市民の方々の交流館の使い方や受け止め方が、従来と変わったのか変わっていないのか、変わったとすればどのように変わったのかということについて、印象や感想があればお聞きしたい。

多くの自治体で、豊田市と同様に、公民館であった施設を市長部局に移管をしたうえで、自治振興センターや市民センター等の一般行政施設として活用する事例が多くなっているが、地方自治の強化をねらいとして移管したにもかかわらず、移管の結果、公民館を核として形成されていたコミュニティが解体するということが起きている。簡単に言えば、今までは自治で成り立っていた公民館が、一般行政施設への移管をきっかけに、住民の方々が「もうこれは行政がやってくれるものだ」という判断をされはじめ、依存が起こってしまい、やってくれという要求だけがたくさん出てくる状況、自分たちでやるという自治が後退している状況が起きている。

要求ばかりが出てくると、やがて行政が対応できなくなりクレームがつきはじめる、クレームが増えると行政は防戦一方になる、やがて市民も行政もお互いが疲れ切ってしまい、結果として市民や地域が孤立しているという事例が多くなっている。

このことは、これまでの貸館化の議論や交流館の価値目的の議論ともかかわ

ってくるテーマである。今までの議論の中での意見や、みなさんが使ってこられた実体験を聞いていて、私自身は、豊田市の交流館が市民にうまく活用してもらえてきたのではないかという印象をうけている。危惧されるような依存関係でなく、市民のみなさまが交流館を使える施設なのだと自分事としてとらえ返しをしながら活用されようとしたのではないかと感じるが、委員のみなさんのうけとめはどうか。

D 委員

要求が多くなるという状況について、三重県立図書館の改革委員会に携わっていたときの話。1億円分の蔵書整備が必要だが、予算は3千万円しかないことがあった。状況の打開策としては、1つは利用者の声を聞き続けること、もう1つは利用者の声を気にせず職員である司書がダイナミックに新しい蔵書を提案していくこと、この2つの方法しかないということがあった。

その話を、今回の交流館の議論に当てはめてみる。1つ目の方法は、ステークホルダーである地域の声を丁寧に聞き続けることはもちろんされていくと思う。一方で、2つ目の方法については、市なりの交流館職員による提案を可能とするための、北極星のような方向性を示すものが豊田市の交流館にあるのだろうか。もしかすると、どこを目指すのか、交流館職員が迷っていないだろうか。

先の意見の中でもあった、要求が多くなりわがままな住民が増えてしまったときに、どこかで曲げ戻す、背筋を正すような、いわゆる方針がないと、施設としての取り組みがちぐはぐになってしまうことが起こる。

難しいこととは理解しているが、市民がどのように感じたのだろうかというような、質をみていくことが大切であると改めて思った次第である。

また、公共施設の役割として、マイナスをゼロにする役割と、ゼロをプラスにする役割との2種類あるととらえている。前者はいわゆる課題解決の役割、後者は価値創造のための役割である。

課題は何か、価値は何かが見つかっていなければ、次のアクションにはつながらない。課題や価値というものを住民との対話から見出すことで、職員の主体性開発がはじまるのだろうなと思っている。すなわち、各地域の住民の、特に、利用されない方の声をどれだけ拾えるかに、新しい扉が開く瞬間があると思っている。

A 委員

どのように交流館というものをうけとめて運用していくかに関わる意見であった。

B 委員

自治と交流館に関する話で、地域と連携して運営がなされていた藤岡南交流館の事例を紹介する。藤岡南交流館は、元々児童館であった建物を活用した施設である。交流館になった当時は、すでに建物も古く、何も無い、あるものといえは地域の人の力という状況であったが、地域の人の力を借りながら運営を進め、現在の交流館の充実につながっている事例がある。

当時の館長は「住むからには都となるような交流館運営を地域の人と一緒に進めていきたい」ということをよくおっしゃっていた。そのような思いがある交流館を、機会があれば委員みなさんで見学できるような場面があると、より議論が深まるのではないかと思う。

A 委員

豊田市の住民の方々が、交流館を自分事の施設として考えてきたこと、条例改正後も変わらず、みんなで交流館をつくっていくような使い方が継続しているということだと思う。

F 委員

参考資料 1 の 16 ページに掲載されている交流館と地域との関係図について、ここに記載されている組織・団体の関係者は、交流館に足を運び、交流館の職員と話をすることも多いが、これらの組織・団体に関わらない人は、交流館に行く用事がないと思っている方も多い。交流館は何をしたらいいのか知らない人が大勢いる中で、地域にある交流館が、住民にとって何のためにあるか、住民と一緒に何を考え取り組んでいる場所であるかということを、交流館側からも発信していくことが大切なのではないか。

交流館が設置されている中学校区ごとの地域自治に関わる組織として、地域会議が挙げられる。地域会議は、市と住民が地域の課題について話し合い、地域でできることは何があり、地域としてどのように対応するかを考え、市の施策に反映していくしくみである。交流館と地域の関わりを考える上では、地域会議の

こともふまえて議論することが大切である。

A 委員

参考資料 1 の 15 ページ及び 16 ページに記載のあるとおり、交流館は、地域会議と同じく地域自治に関わる組織である地区コミュニティ会議の事務局を担っている。このことについて、事務局から少し補足説明をお願いします。

事務局（市民活躍支援課）

地区コミュニティ会議は、中学校単位で設置されている地域組織である。自治区、子ども会、高齢者クラブといった様々な地縁団体から選出される委員で構成され、広域的な地域活動を調整する役割を持った組織である。交流館は、このコミュニティ会議の事務局を長年担っており、委員のご発言にもあったとおり、構成団体のみなさまは日常的に交流館に足を運んでくださっている。

コミュニティ会議事務局を通して、地域のみなさまとコミュニケーションの接点を持つことができる大事な機会と交流館職員は捉えている。担い手不足など、地縁団体そのものの運営が難しくなっている中では、コミュニティ会議の側面支援を担う交流館への期待がより高まっていくと考えている。

A 委員

豊田市は、1 中学校区 1 交流館の方針の下、施設の整備を進めてきた。地区コミュニティ会議、いわゆる RMO（地域運営組織）の事務局を交流館が担うことで、交流館は自治の拠点として活用されてきた。

条例上の位置づけが変わっても、交流館が地域自治を推進する場としての役割を担いながら、地域に密着した運営を行っていくという方向性は変わっていないのでは。

B 委員

次回以降の審議の中でとりあげていただきたいこととして、学校と交流館の連携というテーマがある。資料 2 の 28 ページの連携実績に記載のある学校と交流館の連携が、地域づくりの場面でより盛んに行われるとよいと思っている。

また、生涯学習審議会の審議内容が教育委員会にも共有されるとよい。

A 委員

本来、次世代の育成と地域の経営という問題は一体化しているはず。その意味では、自治区で担い手不足や後継者の問題をどうするかというときに、交流館と学校がどのような関係をつくるのかということが問われてくるのだらうと思っている。

条例改正後、交流館を一般行政施設としたことで、学校との連携のあり方が変化したということがあるか。

事務局（市民活躍支援課）

教育委員会への本審議会の内容の共有については、本審議会自体は社会教育の範疇で運用しているため、教育委員会議で審議内容を報告する。

なお、社会教育に関する業務は、当課が教育委員会の業務を補助執行する所管であり、国の議論において社会教育と学校教育の連携が謳われていること、また現在策定中の第9次豊田市総合計画や第5次教育行政計画も踏まえながら、引き続き連携を図っていきたい。

将来的には、学びやつながりをどのように市民と一緒に作りあげていくかという議論ができればと思っている。

A 委員

条例改正後の学校と交流館の連携のあり方の変化についてはどうか。

事務局

現場では、教育委員会所管であろうが一般行政所管であろうが、あまり違いがないという声を聞いている。行政の縦割りの世界ではないところで、現場ではきちんと連携が進んでいる。

今後、1つの議論となり得るのは、中学校部活動の地域移行というテーマ。本市においても重要な課題ととらえており、部活動のテーマを含めて、交流館と学校がどのような連携を図っていくかについて引き続き議論ができればと思う。

E 委員

住民自治に関連する事例を紹介する。旭地区の敷島自治区に「しきしまの家」という住民主体で運営されている施設がある。この施設が、ある種「自分たちで

作った交流館」という印象をもっている。

先ほど話題にでた中学校との連携についても、しきしまの家の方に相談すると、地域の方を紹介してくれて、中学校の関係者とつながって、この施設を起点に連携が生まれている。その他にも、木材の活用や名産品の企画等、地域の様々な活動が施設を拠点として行われている。

また、しきしまの家にはカフェも併設されているので、毎日大勢の近隣住民の方がお昼ご飯を食べにきている。何回も顔をあわせることで、つながりがどんどん生まれている。

しきしまの家のような住民主体の場所ができてきたときに、交流館としてそのような場所がそばにはあることを認識したうえで、交流館としての役割は何かということこれから議論していくことが大切なのではないか。

A 委員

みなさんが新しい生活のスタイルをつくりながら自主的なムラをつくっていくということがおきている。そのような地域の動きと交流館の関わりがどうなっていくか。

I 委員

委員のお話を聞く限りでは、しきしまの家が一種の自治交流館であるとお見受けする。

公民館には、社会教育行政上の条例公民館や公立公民館と、社会教育類似施設としての自治公民館がある。自治公民館は、自治体ができるまでの地域社会のムラの単位にあったのではないかと推察されるもので、自分たちの自治を育んでいく場所として全国で約7万館存在している。おそらく、しきしまの家のように、市内の中で確固たる自治を推進していける場所が、交流館とは独立した形でたくさんあると思っている。

もし、交流館の設置目的にある「自立した地域社会の実現に資する」という目的が正しいのだとすれば、交流館職員のみなさんが、地域社会の中の活動を丁寧に見ていきながら、企画講座とか自分たちがしかけていくもの以外に地域社会の中で自治が育まれている状況をよりよくコーディネートしていく、つないでいくことが大切である。

行政のコミュニティ施策においては、戦後長らくの間、地域社会を自治体の補

助機能として考えてやってきたが、失敗のやり散らかしのような状況になっている。

地域づくりにおいて、新しく何かをやることはチャレンジとして認められやすいのだけど、官治というマネジメントの中で、上からの「こんな地域社会はどうですか、みなさんつくりませんか」というのは難しいと思っており、地域社会にいるみなさんが自治的に活動を積み上げて構築していくことが大切である。

そのための自治を育んでいく場所として、しきしまの家のようなところに丁寧に目線をむけていき、地域社会を育んでいく。となりの自治区では形式や性格が違うこともあるが、お互いが育み合っていければ非常に頼もしい地域になるのではないかな。

A 委員

自治を育む場所としての公民館については戦後直後の公民館が参考になる。映像を持っているので、本当は今日お見せできるとよかった。戦後直後は、大変皆さん喜ばれながら公民館を設置していった。例えば、村で持っている入会地のような場所があって、山林の木を切って売って建てた公民館があり、そこでは、パン屋、歯医者、さらには美容院があったりするという形で運営がされていた。そのほか、図書館があったり、文化事業をやったり、自分たちの生活を立てるための経済的な措置がとられていて、自分たちが関わりながらまちをつくっていく仕組みができあがっていた。それが公民館だった。

その後、社会教育法や教育委員会制度ができて、社会教育や公民館が教育委員会の中にとりこまれるということがあった。そこで何が起こったかというと、大反対の運動があった。なぜ大反対の運動があったかというと、教育委員会是一般行政があまり関われない独立行政体であり、今まで一生懸命自分たちのムラをつくってきた首長さんたちが排除されてしまうのではないかという危機意識があったから。実際、法制上、教育委員会に移管になったことによって、教育施設として公民館が位置付けられることによって、ある意味学校に準ずる運用になっていくので禁止事項が増えてしまう、実際社会教育法上は何も禁じていないのに運用上禁じてしまうということがたくさん起こった。

元々、公民館には、自治的に自らの地域を運営するための核、さらには地元の郷土振興の拠点のためのものという大きな目的があった。郷土振興とは何かというと、経済的な振興と文化的な向上、そして自分たちの生活をよりよくしてい

くこと。

例えば、公民館活動が盛んな長野県の飯田市の第1号の公民館報に何が書いてあるかという、「公民館には観客はひとりもない」という表現が入っている。みんなが主役を張ろうとして自らやろうとする場が公民館であって、傍観して観客となっている人は誰もいない場であるということが書いてあるように、誰もが地域社会の主役になるという場所が公民館なのである。

現在、日本という国では、草の根からコミュニティをもう一度作り直さないと壊れてしまうという状況になっており、各行政領域がコミュニティ政策にどんどん出てきていて、改めて公民館を社会教育の中で見直そうという動きが強くなっている。自分たちで地域をつくっていくにはどうすればいいかということが大きな課題として出てきているということになる。それは、豊田市の交流館においても、地域の拠点施設としてどういう使い方があり、どのような形で住民の自治活動を活発にしていけるかが問われているということ。

自治というと政治的なものに思えてしまうけども、簡単に言えば、自分たちでやっていくということ。豊田市においても、すべての住民の方々が主役となって、交流館を使いたおしながら自分たちの生活を成り立たせていく。しかも、みなさんが一緒になって共働的につくっていくということを基本として、これからの交流館の在り方を考えていければと思っている。

もう1つ、これからの審議をする上で、国の大きな動きとして、社会教育の位置づけの概念の変更が検討されていることを共有しておきたい。

昨年、6月に新しい第4期教育振興基本計画が閣議決定をされた。これまでの計画では、社会教育は「学校教育以外の」という表現が使われていた。それは、この社会が学校教育を基本につくられているという考えに基づくもの。例えば、みなさん自身が、教育と聞くと学校と思い浮かべるように、全ての人が学校にあがることによって自らの人生のしくみをつくるというという認識があった。また、それ以外の人で学校に行けなかった人、社会的に弱い立場にある人に対して、教育的な手法を使いながら、そういう方々を社会にある意味入れ込んでいく役割が社会教育にあったということで、社会教育は「学校教育以外の教育」と言われてきた。

しかしながら、新しい社会教育の概念としては「社会の人々のつながりや関わりをつくっていくための土壌を耕しておくもの」として規定されることとなった。簡単に言えば、社会教育は「この社会における人々の関わりをあらかじめ良

好な関係でつくっておく土壌、社会の基盤をつくっておくもの」]として位置づけを見直された。これは、社会教育がないと、学校教育、一般行政、ひいては社会が機能しなくなるのではないかという危機意識の表れということ。

現在の社会教育は社会基盤としての教育に変わってきている。社会教育や公民館というものを活用しながら、人々の関わりの在り方をきちんと耕しておく、良好なものにしていく、そのうえで人々の自分のウェルビーイング、幸せを追求できる条件をつくっていくことによって、社会がより多様で豊かなものになっていく、そんな流れをつくろうということになってきている。

この流れをふまえると、社会基盤をつくるものとして豊田市の交流館をどう活用すればよいか問われている。引き続き、第2回、第3回と議論をしながら、今回の審議会の役目を果たしたいと思っているので、委員の皆様にはお力添えをいただきたい。

以 上